

村山市農業委員会総会会議録（第3回）

1. 期日 令和5年3月15日（水）午後5時00分～
2. 会場 第1会議室（市役所2階）
3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿
 - (1) 農業委員の出席者名簿（16名）

1番	門脇 忠教	10番	高谷 太
2番	松田 節子	11番	森 修一
3番	工藤 毅裕	12番	須藤 義和
4番	高橋 昭	13番	奥山 金弥
5番	石川 賢也	14番	下山 勝宏
6番	山内 正秀	15番	太田 一男
—	—	—	—
8番	川田 雅紀	17番	笹原 泉
9番	海老名 正度	18番	青柳 篤
 - (2) 農業委員の欠席者名簿（2名）

7番	石山 公己	16番	佐藤 善洋
----	-------	-----	-------
 - (3) 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—
4. 会議日程及び会議に付した案件
 - 議第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議第11号 村山市農用地利用集積計画について
 - 議第12号 あっせん譲り受け等候補者名簿の見直しについて
5. 報 告
 - 報第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報第8号 非農地証明願について
6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長	三澤 智之
農地農政係長	猪藤 潤
事業推進係長	大室 市郎
7. 会議の書記

農地農政係長	猪藤 潤
--------	------

会 議

(1) 開会 午後5時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

昨日は、東京で櫻の開花宣言があった。段々と春らしくなってきた。これから、山形でも雪解けが進み今後、春作業が忙しくなってくると思います。この度の農業委員の募集については、徐々に申し込みがあるようです。委員のみなさんは慌てないで申し込みをお願いします。

3月22日まで市議会3月定例会が開催されており、一般質問で水田活用の直接支払交付金について質問があり、国の施策ではあるが土地改良区などへ周知の時間が少なかったように思う。改めて国に要望しなければいけないと思いました。また、遊休農地に関する質問ではその対応について局長が答弁をしています。皆さんの意見を集約して声をあげたいと思います。

それでは、第3回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

11番 森 修一 委員 、 13番 奥山 金弥 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第9号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第3条の許可申請は13番から20番までの8件で、所有権の移転が3件、賃貸借権の設定が5件となります。地目、面積は田が8,002㎡、畑が28,051.04㎡で合計36,053.04㎡になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号13番から20番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(3月6日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が1件あります。

まずは、委員案件17番を除いた、13番から16番、18番から20番までの7件について審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

5番委員(石川賢也)

19番について、譲渡人と譲受人の表示は逆ではないのか？

事務局(猪藤係長)

譲受人が、公務員となっているためのご質問だと思います。

この方は以前、市の政策推進課長として国から出向されていた方で、リンクむらやまに勤められております。このたびバラ植栽のため農地を新たに借り受けるものであります。

議長(青柳 篤)

その他、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、委員案件17番を除いた7件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第9号の委員案件17番を除いた7件について、原案の通り可決決定されました。続きまして、17番の委員案件1件について、審議に入ります。17番委員は、ご退席願います。

(17番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、17番の1件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第9号の、17番の1件について、原案の通り可決決定されました。
17番委員は、ご着席ください。

(17番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第9号は、原案のとおり全て可決決定されました。
続きまして、議第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第5条の許可申請は、1番の1件で、地目、面積は、畑で470㎡になります。
議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

譲渡人の居宅に隣接する農地を「一般住宅」建築のため、使用貸借権の設定をするものです。
譲受人は譲渡人の子と孫にあたります。

農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから「第1種農地」に該当すると判断されます。なお、令和5年3月3日付けで農業振興地域の除外の決定がなされている農地であります。

立地基準については、集落において、居宅に隣接して住宅を建築することから、「住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置する場合」に該当すると判断されます。一般基準の資力につきましては、金融機関の融資関係書類で確認しております。

この案件について、3月6日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 10 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 11 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 133 番から 151 番の 19 件で、申請内容は、所有権移転が 2 件、利用権設定の新規が 9 件、再設定が 8 件となります。

地目ごとの内訳は、田が 70,201 m²、畑 1,101 m²の計 71,302 m²になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(大室係長)

議案書に基づき、133 番から 151 番までの所有権移転、利用権設定の新規・再設定について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 11 号は、原案のとおり可決決定されました。

次に、議第 12 号「あっせん譲り受け等候補者名簿の見直しについて」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(三澤事務局長)

「あっせん譲り受け等候補者名簿」は、あっせん基準に適合した農業者からの登録申請及び農業委員等の日頃の活動により把握した情報を基に作成されるもので、毎年、最低 1 回見直しを行います。あっせんによる農地の売買、貸し付け、交換を行う際の受け手(譲り受け)の候補者を示す名簿になることから、各地域における候補者の農業経営の状況等について、委員の皆様へ審査をお願いするものです。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(大室係長)

地域ごとに分かれて審査して頂きますが、あらかじめ農業者年金「移譲年金」の受給者や死亡者等には見え消しを施しております。また、疑わしい農家については備考欄にその内容を記載しておりますので、審査を宜しくお願いします。

「審議内容の説明」

○権利取得する者の経営は、その者を含めて1名以上の専門的な農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員)がいること。

○権利取得者は、農業の経営主又はその後継者であって、その者の農業経営面積が、権利取得後に121aを超えることが確実であること。

以上の基準に合致しない農業者に理由を書いてふせんを貼ってください。

・・・・・・・・・・審査 17 時 15 分から 30 分までの 15 分間・・・・・・・・・・

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり見直ししたいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 12 号は、原案のとおり見直しが可決決定されました。続きまして、5 の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 7 号、報第 8 号について、事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第 7 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、報第 8 号「非農地証明願について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、申請番号 23 番から 26 番の 4 件です。田が 6,973 m²、畑が 3,181 m²となります。解約理由は貸し人の都合によるものが 1 件、借り人の都合によるものが 3 件であります。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

非農地証明願については、6 番、7 番の 2 件で、台帳地目で畑 2,973 m²です。

申請内容は、いずれも 20 年以上前から、農地として利用されておらず原野化して農地性が失われたものであります。3月6日の現地調査により、申請人の申し出のとおり確認しております。

以上、報第7号、報第8号について、報告いたします。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

議事の議案第9号から第12号までの4件、報告の報第7号から第8号までの2件について、終了します。

終了 午後5時40分

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

令和5年3月15日

村山市農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員